

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(自動車運転死傷処罰法)の一部改正

【令和2年7月2日施行】



危険運転致死傷罪(第2条、第3条)

〔第2条〕

次に掲げる行為を行い、よって、人を死傷させた者

- 1 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為(第1号)
- 2 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為(第2号)
- 3 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為(第3号)
- 4 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為(第4号)
- 5 車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為(第5号)
- 6 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方に停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為(第6号)
- 7 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為(第7号)
- 8 通行禁止道路を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為(第8号)

追加事項

- ※ 「通行禁止道路」とは
- ・ 道路標識又は道路標示により自動車の通行が禁止されている道路
 - ・ 高速道路、自動車専用道路の逆走(中央から右側部分)
 - ・ 安全地帯、立入禁止部分



死亡:1年以上の有期懲役 負傷:15年以下の懲役

(有期懲役は20年以下)

〔第3条〕

- ・ アルコール又は薬物の影響(第1項)
 - ・ 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気(第2項)
- の影響により、その走行中に正常

な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者



死亡:15年以下の懲役 負傷:12年以下の懲役

過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪(第4条)

アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合



アルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたとき



【本罪の例】

飲酒運転をして死傷事故を起こし、

- ・ その場から逃走して自宅に戻ってアルコール濃度が下がるのを待つ
- ・ 近くのコンビニで酒を買って飲む

などの行為



12年以下の懲役

過失運転致死傷罪(第5条)

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者



7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

【 刑法第211条第2項から移管されたもの、罰則は変更なし 】

無免許運転による加重(第6条)

自動車の運転により人を死傷させた者が、無免許運転であったときは、刑を加重する。

		加重
○ 危険運転致死傷罪 ～第2条(第3号を除く。)	(負傷)15年以下の懲役	(負傷)6月以上の有期懲役
○ 危険運転致死傷罪 ～第3条	(死亡)15年以下の懲役 (負傷)12年以下の懲役	(死亡)6月以上の有期懲役 (負傷)15年以下の懲役
○ 過失運転致死傷アルコール等 影響発覚免脱罪 ～第4条	12年以下の懲役	15年以下の懲役
○ 過失運転致死傷罪 ～第5条	7年以下の懲役若しくは 禁錮又は100万円以下の 罰金	10年以下の懲役